第3回八幡湿原再生協議会議事録(要旨)

- 1 日 時 平成17年7月30日(土) 午後1時から午後3時30分まで
- 2 場 所 山県郡北広島町川小田 芸北文化ホール1階 多目的ホール
- 3 出席委員 委員総数26名中21名出席(末尾に出席委員一覧表記載) その他八幡湿原再生協議会設置要綱第9条第3項に基づく専門家1名出席
- 4 議 題 事務局からの報告事項
 - (1) 新委員の紹介について
 - (2) 八幡湿原再生協議会設置要綱の改正について
 - (3) 副会長の選出について

各部局会議からの報告事項

- (1) A部局会議からの報告事項について
- (2) B部局会議からの報告事項について

議題

- (1) 全体構想(案)について
- (2) その他

委員からの報告事項 ~ 八幡原地区周辺のヒメシジミの分布調査結果について~

5 担当部署 広島県環境生活部環境局 環境創造総室 自然環境保全室 自然公園整備グループ

電話:(082)513 - 2932(ダイヤルイン)

広島県芸北地域事務所 農林局林務第一課 自然保護係

電話:(082)814-3181(内線445~447)

6 会議の内容

開会あいさつ

事務局からの報告事項

(1) 新委員の紹介について(資料 1)

人事異動および町村合併等に伴い、新たに以下の4名が委員となった。(()内は前任者)

- · 八幡地区行政区長会会長 岩田積(河野政邦)
- ・ 北広島町助役 岡本進(合併のため調整中)
- · 広島県芸北地域事務所農林局長 表良則(広兼智之)
- · 広島県環境生活部環境局自然環境保全室長 中重和郎(小松光二郎)
- (2) 八幡湿原再生協議会設置要綱の改正について(資料 1)

芸北町が平成17年2月1日付けで大朝町、千代田町、豊平町と合併し北広島町となったため、関係地方公 共団体選出委員が空席となっていたが、北広島町から助役の就任承諾があったため、要綱の別表の該当部分 を「芸北町助役」から「北広島町助役」に改正した。

(3) 副会長の選出について(資料 1)

空席となっていた副会長について、第 2 回協議会で会長一任となっていたが、過去の経緯等を勘案して、関係地方公共団体選出委員の岡本進委員を選出した。

各部局会議からの報告事項

(1) A部局会議からの報告事項(資料 2)

A部局会議の検討事項を部会長のA部局会議代表より報告。

ただし、「湿地の分類について」は,再度検討する。

工事の概算経費について事務局より説明。

【主な確認事項等】

概ねA部局会議からの報告事項(「湿地の分類について」は除く。)について,了承されたが,新たに次ぎの事項が了承された。

- ア 調査活動を長期的に継続していくために,調査を自主的にできる団体を育成していくこと。
- イ 後から流入した外来種は、土壌の剥ぎ取り等で排除する。
- ウ 当面は第一段階の目標の達成に最大限の努力をする。しかし,第一段階で完結するものではなく,将来的には 第二段階を目指す。
- エ 第一段階から,何を進行させているのかということを知らしめる看板等を設置することを検討する。

(2) B部局会議からの報告事項(資料2及びパンフレット案)

B部局会議の検討事項をB部局会議世話役より報告。

【主な確認事項等】

ア 再生事業のキャッチフレーズについて

・再生事業のキャッチフレーズは「命の環つなげる」とした。

イ パンフレット案及びホームページ案について

- ・ パンフレット案及びホームページ案はさらに検討を重ねていく。
- ・事業をPRするために、PR用のパンフレットの暫定的なものを今年度のできるだけ早い時期に作成すること。作成は会長、副会長及び白川委員に一任すること。
- ・ホームページ開設後の管理者は八幡湿原再生協議会とする。ホームページの更新はB部局で対応するが,逐 一会長もしくは副会長に相談すること。

【主な意見等】

ア パンフレットについて

- ・「3つの長期目標」の部分について、まだ検討中の部分も多いので、表現方法を工夫した方がよい。
- ・「湿原散策のマナー」についての記述は、注意を与えるような書き方ではなく、一緒に参加するという考え方で記述する方がよい。

議題

(1) 全体構想(案)について(資料3)

「自然再生事業全体構想(案)の基本的な考え方」及び「全体構想(案)」について事務局より説明した。

【合意事項】

ア 「自然再生事業全体構想(案)の基本的な考え方」及び「全体構想(案)」について

・ 主旨は概ね了承された。「全体構想(案)」については、今後も精査・検討していく。

イ 事業名について

・ 自然再生事業名の「臥竜山麓自然再生事業」について、地域名を「臥竜山麓」から「八幡湿原」とするように、 事務局(広島県)が環境省と協議をはかること。

【主な意見等】

ア 事業名について

・現在,自然再生協議会名が「八幡湿原再生協議会」となっている一方,自然再生事業名が「臥竜山麓自然再生事業」となっており,地区名が「八幡湿原」と「臥竜山麓」が混在している。 どちらかに統一すべきではないのか。

イ コンクリート堰堤について

・ 自然再生の趣旨を踏まえ、コンクリートの使用や人工構造物としての堰堤の築造についてはデザインを含めて今後検討したほうがよいのではないか。

ウ 地元理解について

・ パンフレットを至急作成して地域に配布し、地元の理解が得られるよう努力したほうがよいのではないか。

(2) その他

臥竜山麓自然再生事業の実施手順について事務局より説明し, 主旨は概ね了承された。

【合意事項】

ア 臥竜山麓自然再生事業の実施手順について

・ 主旨は概ね了承された。

イ 地元説明会について

・ 地域住民を対象に八幡湿原再生協議会が事業内容等を説明し, 意見を聴く機会を設けること。

【主な意見等】

ア 地元説明会について

・事業による影響を説明し,不安を取除き,積極的に事業に加わってもらうために,地域住民を対象にした事業を 説明し,意見を聴く機会を設ける必要があるのではないか。

委員からの報告事項 ~ 八幡原地区周辺のヒメシジミの分布調査結果について

(希少種情報は非公開のため,散会後資料は回収)

閉会

7 会議資料

資料1:八幡湿原再生協議会委員名簿、役割分担表、八幡湿原再生協議会設置要綱新旧対照表、八幡湿原再生協議会設置要綱 生協議会設置要綱

資料2:八幡湿原再生協議会A部局報告、八幡湿原再生事業に係る概算経費について、八幡湿原再生協議会B 部局報告

資料3:自然再生事業全体構想(案)の基本的な考え方、臥竜山麓自然再生事業全体構想案、臥竜山麓自然再生事業の実施手順

別添資料:パンフレット案

神於山地区自然再生全体構想、樫原湿原地区自然再生全体構想

八幡原地区周辺のヒメシジミの分布調査結果について

希少種情報は非公開のため未添付(協議会でも散会後回収)

出席委員一覧表(敬称略)

分 野	ふりがな 氏 名(は代理出席)	所属等	備考
専門家(植物)	中越信和	広島大学教授	会 長
専門家(動物)	水田國康	広島虫の会 会長 広島県立大学名誉教授	
地元住民代表	近藤紘史	西中国山地自然史研究会 会長	
	岩田積	八幡地区行政区長会 会長	
公募委員(個人)	井 手 三千男	写真家,源流をたずねる会 代表幹事	欠 席
	上新一	北広島町(旧芸北町)出身	
	白川勝信	高原の自然館(北広島町教育委員会) 学芸員	
	田坂素臣	広島県鳥獣保護員	
	中田隆一	(財)日本気象協会(元気象庁予報官) NHK広島 気象キャスター	欠 席
	正本良忠	みずえ緑地(株) 会長	
	宗岡泰昭	写真家	
	山内雅弥	(株)中国新聞社 編集委員室	欠 席
	山本高義	内外エンジニアリング(株) 広島事業所長	

(次ページへ続く)

分 野	ふりがな 氏 名(は代理出席)	所属等	備考	
公募委員 (団体·法人)	高月明彦	特定非営利活動法人(NPO法人) 海外壮年協力隊 広島支部 副理事	代理 佐愛木勘豊	
	かわうち のぶただ 川内信忠	カキツバタの里づくり実行委員会 会長		
	石井泰行	西条·山と水の環境機構 理事長 (西条酒造組合10社で構成)	欠 席	
	^{まかだ} たがひろ 岡田孝裕	(財)広島県環境保健協会 理事長	代理 和田秀次	
	加藤正嗣	広島県自然観察指導員連絡会 代表	代理 茂田幸嗣	
	が ^{じあか} みきゃ 梶 岡 幹 生	広島県ビオトープ建設協会 会長 (土木・造園業者15社で構成)	代理 片桐 敬	
	荒川 純太郎	ひろしま人と樹の会 会長	代理 畝崎辰登	
	岩田和美	八幡湿原を守る会 代表	欠 席	
関係行政機関	柴田泰邦	環境省 自然環境局 山陽四国地区 自然保護事務所 自然再生事業専門官		
関係地方公共団体	あかもと すすむ 岡本 進	北広島町 助役	副会長	
広 島 県	表良則	芸北地域事務所 農林局長		
	池田作太郎	県立林業技術センター 森林環境部長		
	中重和郎	環境生活部 環境局 自然環境保全室長		
委員総数26名中21名出席				

八幡湿原再生協議会設置要綱第9条第3項に基づ〈専門家の出席要請(敬称略)

7、「日本の「「上版版の民主文本」のでは「こう」の「は、「以下」(以下)」				
分 野	ふりがな 氏 名	所属等	備考	
専門家 (土木工学)	野村吉春	西中国山地自然史研究会, 土木学会コンサルタント委員会 PM(プロジェクト マネージメント)研究小委員会委員長		

第9条第3項 会長は,協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合,協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。